

平成28年10月23日
平成28年12月24日改訂
平成29年1月29日改訂
平成29年2月13日改訂
平成29年5月8日改訂

Ⅲ. 1 作業従事者の安全確保ガイドライン

第1 ガイドラインの位置付け

1. 作業従事者の安全確保ガイドラインは、労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保することに加えて、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下、「要綱」という。）に基づく基本的な措置を実施することにより、撤去等の作業従事者のダイオキシン類とPCB及び鉛（以下、「ダイオキシン類等」という。）へのばく露防止の徹底が適切に図られるように、安全確保手法等の技術的指針を取りまとめたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ.1-1 作業従事者の安全確保マニュアル」が整備され、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保が図られるものとする。

〔解説〕

撤去等の対象設備等については、豊島廃棄物等が接することにより、ダイオキシン類等により汚染された堆積物が残存している可能性があることから、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保を図る必要がある。

このため、ダイオキシン類へのばく露防止措置を適切に実施することがPCB及び鉛のばく露の防止にも有効であることから、要綱に基づく基本的な措置の実施を徹底することが重要である。

本ガイドラインは、作業従事者の安全と健康を確保することに加えて、豊島廃棄物等処理事業における特殊な作業に関し、撤去等の作業従事者の安全確保が適切に図られるよう、安全確保手法等の技術的指針を取りまとめたものである。

第2 ガイドラインの概要

1. 施設の撤去等の実施にあたり、作業従事者の安全及び健康の確保を図るため事業者が講ずべき基本的な措置を示すものとする。
2. 事業者が講ずべき基本的な措置については、労働安全衛生規則等の規定の趣旨を踏まえたものとする。

〔解説〕

施設の撤去等の実施にあたり、労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保する。

具体的には、廃棄物の焼却炉等における作業について規定されている労働安全衛生規則及び要綱の趣旨を踏まえた措置を実施するとともに、直島の中間処理施設の脱硝触媒やボイラーのキャストブル耐火物及び後燃焼室の耐火ブランケットにリフラクトリーセラミックファイバーが原料として使用されていることから、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の趣旨を踏まえた措置を実施する。

また、熔融炉内の一部の耐火物にはクロム化合物が原料として使用されていることから、発散源の湿潤化や保護具のレベルを上げるなど、耐火物の除去作業時の作

業環境対策に万全を期す。

その他、鉛塗料の付着した設備等の解体にあたっては、鉛中毒予防規則の鉛業務を行う際には、これに準拠した対応を実施する。

第3 空気中及び堆積物のダイオキシン類等の測定による管理区域等の決定

1. 作業場における空気中のダイオキシン類等の測定を実施する。
2. 堆積物のダイオキシン類等の測定を実施する。
3. これらの結果に基づき、管理区域等を決定する。

[解説]

1. 空気中のダイオキシン類等の測定

作業環境の測定及び評価については、作業従事者の安全及び健康の確保の観点から、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）及び作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に準じて行うこととする。

撤去等開始前の作業場において、空気中のダイオキシン類、P C B 及び鉛の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、少なくとも1回以上測定する。

2. 堆積物のダイオキシン類等の測定

設備等について、労働安全衛生規則第592条の2に定めるところにより、堆積物のダイオキシン類等の測定を事前に実施する。

3. 管理区域等の決定

要綱に基づき、ダイオキシン類へのばく露防止措置の実施を徹底するため、管理区域等(以下、管理区域、保護具選定に係る管理区域及び解体作業管理区域をいう。)を決定し、本ガイドラインの「第5 撤去等の作業中における作業環境測定の実施」結果を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、これらの管理区域等を決定し、ダイオキシン類へのばく露防止措置を適切に実施することがP C B 及び鉛のばく露防止にも有効である。

第4 撤去等の作業の事前準備

1. 撤去等の作業に伴う汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の天井・壁等による作業場の分離又は養生を実施するものとする。
2. 原則として、作業場におけるダイオキシン類等を含む堆積物の発散源を湿潤な状態のものとしたうえで作業を実施するものとする。

[解説]

1. 管理区域ごとの作業場の分離・養生

撤去等の作業に伴う汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の天井・壁等による作業場の分離、あるいはビニールシート等による作業場の養生を実施する。

2. 発散源の湿潤化

原則として、労働安全衛生規則第592条の4に定めるところにより、作業場におけるダイオキシン類等を含む堆積物の発散源を湿潤な状態のものとしたうえで作業を実施する。

第5 撤去等の作業中における作業環境測定の実施

1. 作業環境測定の実施

撤去等の作業中（除染中及び解体中）における作業環境測定を実施する。

2. 管理区域等の見直し

作業環境測定の結果をもとに、適宜、管理区域等の見直しを行う。

[解説]

撤去等の作業中（除染中及び解体中）の作業場において作業環境測定を実施し、表1に示す管理濃度をもとに、適宜、管理区域等の見直しや作業場内の状況の確認を行う。

表1 管理濃度

測定項目	管理濃度	備考
ダイオキシン類	2.5pg-TEQ/m ³	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に定める管理すべき濃度基準
PCB	0.01mg/m ³	作業環境評価基準
鉛及びその化合物	鉛として 0.05mg/m ³	作業環境評価基準
粉じん	0.9mg/m ³	作業環境評価基準
リフラクトリーセラミックファイバー※ ¹	5μm以上の繊維として 0.3f/cm ³	作業環境評価基準
クロム酸及びその塩※ ²	クロムとして 0.05mg/m ³	作業環境評価基準

※¹ リフラクトリーセラミックファイバーを取り扱う作業の実施時に測定する。

※² クロム化合物を含む耐火物を取り扱う作業の実施時に測定する。

第6 安全管理体制の確立等

1. 安全管理体制を確立するため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 統括安全衛生管理体制の確立を図るとともに、全ての受注事業者が参加する協議組織を設置し、協働作業による危険の防止に関して協議するものとする。
 - (2) 化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業従事者の保護具の着用状況及び堆積物の湿潤化等の確認を行わせるものとする。
 - (3) 撤去等の作業を実施するにあたり、作業従事者に対して、特別教育を行うものとする。

[解説]

(1) 統括安全管理体制の確立

労働安全衛生法第15条等に定めるところにより、撤去作業従事者の人数に応じ、統括安全衛生責任者又は元方安全衛生管理者等を選任する等、統括安全衛生管理体制の確立を図る。

また、労働安全衛生法第30条に定めるところにより、全ての受注事業者が参加する協議組織を設置し、協働作業による危険の防止に関して協議するとともに、受注事業者に対し安全衛生上必要な指導等を行う。

なお、作業従事者が50人未満となった場合においても、積極的に統括安全管理体制を確立するものとする。

(2) 作業指揮者等の選任

労働安全衛生規則第592条の6に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業従事者の保護具の着用状況及び堆積物の湿潤化等の確認を行わせる。

その他、関係法令で定められた作業主任者を選任する。

(3) 特別教育の実施

労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）に定めるところにより、特別教育を行う。

第7 保護具の選定及び管理

1. 撤去等の作業時は、原則として保護具選定に係る管理区域ごとに指定する保護具を着用するものとする。
2. 作業指揮者は、作業従事者の保護具の着用状況等を管理するものとする。

[解説]

1. 保護具の選定

要綱に基づき、保護具選定に係る管理区域ごとに指定する保護具を着用する。

なお、作業場の状況に応じ、撤去等の作業時における保護具のレベルを上げて対応してもよい。

2. 保護具の管理等

作業指揮者は、保護具の着用状況の管理や作業後における保護具の取外し及び保守点検等について確認を実施する。

第8 撤去等の作業に伴う設備等の結合解除や切断方法の決定

1. 撤去等の作業に伴い設備等を結合解除や切断する場合には、解体作業管理区域ごとに適切な方法を選択し実施するものとする。

[解説]

撤去等の作業に伴い設備等を結合解除や切断する場合には、要綱に基づき、解体作業管理区域ごとに適切な方法を選択し実施する。

第9 健康管理の実施等

1. 作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施し、必要に応じて血液検査を実施するものとする。
2. 作業従事者の健康管理に関し、豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言を得るものとする。

[解説]

1. 健康管理の実施

作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施するとともに、ダイオキシン類及びPCBへのばく露による健康不安を訴える作業従事者に対して、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に、就業上の措置を適切に行う。

また、事故、保護具の破損等により当該作業従事者がダイオキシン類及びPCBに著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したおそれのある場合は、速やかに当該作業従事者に医師による診察又は処置を受けさせるものとする。なお、この場合には、必要に応じて、当該作業従事者の血中のダイオキシン類及びPCBの濃度の測定を行い、その結果を記録して30年間保存しておくものとする。

2. 豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言

作業従事者の健康管理に関し、豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言を得る。